

強化モニタリング対象国・地域

2025 年 2 月 21 日

(仮訳)

強化モニタリング対象国・地域は、資金洗浄、テロ資金供与及び拡散金融の対策体制における戦略上の欠陥に対処するために FATF と活発に協働している。ある国を FATF が強化モニタリング対象に据えることは、その国が、特定された戦略上の欠陥を合意した期間内に迅速に解決することにコミットし、強化モニタリング対象に服することを意味する。このリストは対外的に、しばしばグレイリストと呼ばれる。

FATF 及び FSRB (FATF 型地域体) は、以下の国・地域が戦略上の欠陥への対処に関して達成された進捗の報告を行う中で、これらの国との協働を継続する。FATF は、これらの国・地域に対し、アクションプランの迅速かつ合意した期間内での履行を要請する。FATF は、これら国・地域のコミットメントを歓迎し、進捗状況を注意深く監視する。FATF はこれらの国・地域に対する厳格な顧客管理措置の適用を求めない。FATF 基準では、リスク回避が行われること、又は顧客全体を(取引関係等から)断ち切ることは想定しておらず、リスクベース・アプローチを適用することを求める。従って、FATF は、加盟国及び全ての国・地域に対し以下に提示するリスク分析に関する情報について考慮することを慫慂する。各国は、以下の情報を考慮した自身のリスク分析に基づく行動を検討するに当たり、人道支援、合法的な NPO 活動及び送金のための資金の流れが阻害されたり抑制されたりしないことを確保すべきである。また、各国は、国連制裁レジームにより課される資産凍結措置に対する人道的免除に関する国連安全保障理事会決議 2761 (2024 年) に基づく国際的な義務についても検討すべきである。

FATF は、資金洗浄、テロ資金供与及び拡散金融の対策体制における戦略上の欠陥を有する、更なる国・地域を特定する。未だ多くの国・地域が、FATF 及び FSRB による検証を受けていないが、追って検証は実施される。

FATF は、期限がすぐに到来しない国・地域に対し、自主的に進捗を報告させて、ある程度の柔軟性を与えている。次の国・地域(ブルガリア、ブルキナファソ、カメルーン、クロアチア、コンゴ民主共和国、ケニア、マリ、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、フィリピン、南アフリカ、南スーダン、タンザニア、ベネズエラ、ベトナム)は 2024 年 10 月以降 FATF によって進捗をレビューされた。

これらの国・地域に関し、最新の声明は以下に提示されている。アルジェリア、アンゴラ、コートジボワール、ハイチ、レバノン、モナコ、シリア、およびイエメンは報告を延期することを選択した。したがって、これらの対象国に対して先般採択された声明は以下に含まれているが、これは対象国の AML/CFT 体制の直近の状態を必ずしも反映したものではない。レビューを受けて、FATF は今回ラオスおよびネパールも特定した。

※各国・地域の状況については、原文参照。

<https://www.fatf-gafi.org/en/publications/High-risk-and-other-monitored-jurisdictions/increased-monitoring-february-2025.html>

(以 上)

※グレイリスト国の 2025 年 2 月 FATF 全体会合前後比較は以下の通り

- ・追加された国：ラオス、ネパール
- ・削除された国：フィリピン
- ・継続中の国：アルジェリア、アンゴラ、ブルガリア、ブルキナファソ、カメルーン、コートジボワール、クロアチア、コンゴ民主共和国、ハイチ、ケニア、レバノン、マリ、モナコ、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、南アフリカ、南スーダン、シリア、タンザニア、ベネズエラ、ベトナム、イエメン